# 明治二十八年勅令第百六十七号（標準時ニ関スル件） （明治二十八年勅令第百六十七号）

#### 第一条

帝国従来ノ標準時ハ自今之ヲ中央標準時ト称ス

#### 第二条

削除

#### 第三条

本令ハ明治二十九年一月一日ヨリ施行ス

# 附則（昭和一二年九月二四日勅令第五二九号）

本令ハ昭和十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス